

【確定申告 寄附金控除の入力について】

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

[入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附金領収書の日付

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択

[寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は、「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。

- ① 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- ② 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

愛知県内在住で下記リストに該当しない市町村の方は①を、下記リストに該当する方は②を、愛知県外在住の方は③を選択

- ③ 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】

[ホームページの検索例はこちら](#)

支出した寄附金の金額

寄附金領収書の金額

円

《②選択の市町村リスト》

瀬戸市・春日井市・刈谷市
大府市・清須市・豊山町
北名古屋市

社会福祉法人等へ寄付金をした場合の優遇税制が変わりました。 確定申告で税額控除を選択された場合、これまでの領収書の添付と同時に、税額控除にかかる証明書の添付が必要になります。

税制改正により、2011年1月1日以降の社会福祉法人や認定NPO法人等への寄付について、これまでの「所得控除」に加えて「税額控除」を選択できるようになりました。ゆたか福祉会へご寄付（賛助会費・協力会費含む）をいただいている皆さんには有利な税制改正ですので、ぜひご活用下さい。

その場合は次ページの「税額控除」認定法人の証明書の添付が必要となります。

【税額控除とは】（*寄付金控除は確定申告でのみ可能です。年末調整はできません。）

「その年に支出した社会福祉法人等への寄付金の合計額－2千円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度であり、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度となります。

【具体的には】

（所得や寄付額により還付される額が変わる場合もありますが、多くの方は下記の例です。）

例）社会福祉法人などに5万円を寄付した場合（税額控除の認定を受けている法人に限られる。）

$(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 48,000 \times 0.4 = 19,200 \text{円}$ （税額控除額）
確定申告により上記19,200円が還付されることとなります。

社会福祉法人ゆたか福祉会
法人本部 総務部
TEL 052-698-7356

28 健障支第 373 号
平成 28 年 9 月 1 日

社会福祉法人ゆたか福祉会
理事長 鈴木 清覚 様

名古屋市長 河村 たかし



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで

(健康福祉局障害福祉部障害者支援課)